

別表六(十五)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称		1						
措法第42条の10第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容		3						
資 産 区 分	種 類	4						
	構造、設備の種類又は区分	5						
	細 目	6						
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	特定事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
「19」欄				円		円		円
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額								
							額 の 計 算	
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (11)の合計	12		円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13				繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税 額 控 除 限 度 額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14				同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15				法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「21の②」)	23	
	当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16				当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22)－(23)	24	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)＋(24)	25	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「22の②」)	18						
	当 期 税 額 控 除 額 (17)－(18)	19						
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額		当 期 控 除 可 能 額 等		翌 期 繰 越 額 (26)－(27)			
平 . .			27		28			
平 . .								
平 . .								
計								
当 期 分	(14)							
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第3項」

② 「区分番号」欄：「00508」

③ 「適用額」欄：「24」欄の金額